

## 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書（三者契約）

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会  
特別養護老人ホームにじの郷たにやま（ユニット型）

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島市指定 第 4670109810 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 事業者                         | 2  |
| 2. 事業所の概要                      | 2  |
| 3. 居室の概要                       | 2  |
| 4. 職員の配置状況                     | 3  |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金           | 3  |
| 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）    | 9  |
| 7. 施設での看取りについて                 | 11 |
| 8. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて    | 11 |
| 9. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について | 11 |
| 10. 苦情の受付について                  | 11 |
| 11. 事故発生時の対応について               | 12 |
| 12. 身体拘束適正化の対応について             | 12 |
| 13. 虐待防止の対応について                | 12 |
| 14. 衛生管理等の対応について               | 13 |
| 15. 業務継続計画の対応について              | 13 |
| 16. 福祉サービス第三者評価実施状況            | 13 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鹿児島虹の福祉会  
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市中山町 5028 番地 80  
(3) 電話番号 099-267-3977  
(4) 代表者氏名 理事長 水谷 吉伸  
(5) 設立年月日 平成 10 年 7 月 9 日  
(6) ホームページ <http://nizinosato.com>

## 2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 26 年 4 月 1 日指定 鹿児島市 4670109810 号  
(2) 施設の目的

要介護者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、機能訓練等を行なうことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とします。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム にじの郷たにやま (ユニット型)  
(4) 施設の所在地 鹿児島県鹿児島市中山町 5028 番地 80  
(5) 電話番号等 電話 099-267-3977 FAX 099-267-3180  
(6) 施設長 (管理者) 氏名 田代 真也  
(7) 当施設の運営方針

- 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、妥当適切な処遇を行います。
- 従業者は、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行います。
- 事業提供にあたって、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く身体拘束等を行いません。
- 身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに研修を実施する等の必要な措置を行います。

(8) 開設年月日 平成 18 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 60 人

## 3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により決定させていただきます。

| 居室・設備の種類   | 室数   | 備考 |
|------------|------|----|
| 個室 (1 人部屋) | 60 室 |    |
| 合 計        | 60 室 |    |
| 食堂         | 6 室  |    |
| 機能訓練コーナー   | 1 室  |    |

|     |    |              |
|-----|----|--------------|
| 浴室  | 3室 | 個浴・リフト浴・特殊浴槽 |
| 医務室 | 1室 |              |

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：居室の空き状況や利用者的心身の状況、長期の入院により居室を変更する場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種          | 常勤換算  | 指定基準                      |
|-------------|-------|---------------------------|
| 1. 施設長（管理者） | 1名    | 1名                        |
| 2. 介護職員     | 20名以上 | 20名                       |
| 3. 看護職員     | 3名以上  |                           |
| 4. 生活相談員    | 2名    | 2名                        |
| 5. 機能訓練指導員  | 1名以上  | 1名                        |
| 6. 介護支援専門員  | 1名以上  | 1名                        |
| 7. 医師（嘱託）   | 配置    | 入所者の健康管理・療養上の指導を行うために必要な数 |
| 8. 管理栄養士    | 1名以上  | 1名                        |

#### ＜主な職種の勤務体制＞

| 職種        | 勤務体制  |  |  |
|-----------|---|--|--|
| 1. 医師     | 毎週火・金曜日 14:00～16:00   |  |  |
| 2. 介護職員   | 標準的な時間帯における最低配置人員<br>早朝：7:00～8:00 6名<br>日中：8:00～19:00 9名<br>夕方：19:00～20:00 6名<br>夜間：20:00～7:00 3名 |  |  |
| 3. 看護職員   | 標準的な時間帯における最低配置人員<br>日中：8:00～17:00 2名   |  |  |
| 4. その他の職種 | 8:30～17:30  |  |  |

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては負担割合証に定める割合の額をお支払いいただき、残りについては介護保険から給付されます。

## ＜サービスの概要＞

### ①栄養管理、食事介助

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）が栄養管理を行い、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

#### （食事時間）

朝食：7：30～9：30　昼食：12：00～14：00　夕食：17：30～19：30

### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきり状態の方でも特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員を配置し、看護職員、介護職員、生活相談員等と共同で利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

食費、居住費及び以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

### ①特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供する場合

利用料金：要した費用の実費

### ②理髪・美容

[理髪サービス] 理容師の出張による理髪サービス（調髪）を利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,500円　顔そり 500円

[美容サービス] ご希望により手配いたします。利用料金は実費となります。

### ③レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は、材料代等の実費をいただきます。

### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

|  |       |
|--|-------|
| 歯ブラシ、化粧品等                                | 実費相当額 |
| 居室に持ち込まれたテレビ等電化製品の電気代は、1ヶ月1品につき500円とします。 |       |
| <b>⑤契約書第20条に定める所定の料金</b>                 |       |

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

<ユニット型個室>

|                 |                 |                 |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ご利用者の要介護度<br>料金 | 要介護度1<br>6,700円 | 要介護度2<br>7,400円 | 要介護度3<br>8,150円 | 要介護度4<br>8,860円 | 要介護度5<br>9,550円 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

☆「⑤契約書第20条に定める所定の料金」については、介護報酬改定及び介護給付費体系の変更があった場合等変更されます。

**(3) サービス利用料金（1日あたり）（契約書第6条参照）**

別紙の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費、食費及び日常生活上必要となる諸費用実費をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び部屋に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担を変更します。

**(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）**

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、指定の金融機関口座より翌月20日（20日が休みの場合、次の営業日）に自動引落としさせていただきます。

## （5）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

### ①協力医療機関

|         |   |
|---------|---|
| 医療機関の名称 | 総合病院 鹿児島生協病院  |
| 所在地     | 鹿児島市谷山中央 5 丁目 20-10   |
| 診療科     | 総合内科／救急科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、腎臓内科／人工透析内科、糖尿病内科／内分泌内科、外科、小児科、婦人科、整形外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、健康診断 |

### ②協力歯科医療機関

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | 谷山生協クリニック・歯科        |
| 所在地     | 鹿児島市谷山中央 5 丁目 21-22 |

利用者負担額の試算(令和6年4月からの利用料金改定後)

料金表 1

＜ユニット型利用者負担額＞

|      | 介護度  | 介護報酬 | 介護費/1日 | 介護費/1月  | 負担限度額  | 高額介護サービス費 | 居住費/1日 | 食費/1日 | 居住費・食費*31日 | 負担額計    | 窓口負担額   |
|------|------|------|--------|---------|--------|-----------|--------|-------|------------|---------|---------|
| 第1段階 | 要介護1 | 670  | 740    | 25,463  | 15,000 | 10,463    | 820    | 300   | 34,720     | 49,720  | 60,183  |
|      | 要介護2 | 740  | 810    | 27,872  | 15,000 | 12,872    | 820    | 300   | 34,720     | 49,720  | 62,592  |
|      | 要介護3 | 815  | 885    | 30,453  | 15,000 | 15,453    | 820    | 300   | 34,720     | 49,720  | 65,173  |
|      | 要介護4 | 886  | 956    | 32,896  | 15,000 | 17,896    | 820    | 300   | 34,720     | 49,720  | 67,616  |
|      | 要介護5 | 955  | 1,025  | 35,270  | 15,000 | 20,270    | 820    | 300   | 34,720     | 49,720  | 69,990  |
| 第2段階 | 要介護1 | 670  | 740    | 25,463  | 15,000 | 10,463    | 820    | 390   | 37,510     | 52,510  | 62,973  |
|      | 要介護2 | 740  | 810    | 27,872  | 15,000 | 12,872    | 820    | 390   | 37,510     | 52,510  | 65,382  |
|      | 要介護3 | 815  | 885    | 30,453  | 15,000 | 15,453    | 820    | 390   | 37,510     | 52,510  | 67,963  |
|      | 要介護4 | 886  | 956    | 32,896  | 15,000 | 17,896    | 820    | 390   | 37,510     | 52,510  | 70,406  |
|      | 要介護5 | 955  | 1,025  | 35,270  | 15,000 | 20,270    | 820    | 390   | 37,510     | 52,510  | 72,780  |
| 第3段階 | 要介護1 | 670  | 740    | 25,463  | 24,600 | 863       | 1,310  | 650   | 60,760     | 85,360  | 86,223  |
|      | 要介護2 | 740  | 810    | 27,872  | 24,600 | 3,272     | 1,310  | 650   | 60,760     | 85,360  | 88,632  |
|      | 要介護3 | 815  | 885    | 30,453  | 24,600 | 5,853     | 1,310  | 650   | 60,760     | 85,360  | 91,213  |
|      | 要介護4 | 886  | 956    | 32,896  | 24,600 | 8,296     | 1,310  | 650   | 60,760     | 85,360  | 93,656  |
|      | 要介護5 | 955  | 1,025  | 35,270  | 24,600 | 10,670    | 1,310  | 650   | 60,760     | 85,360  | 96,030  |
| 第3段階 | 要介護1 | 670  | 740    | 25,463  | 24,600 | 863       | 1,310  | 1,360 | 82,770     | 107,370 | 108,233 |
|      | 要介護2 | 740  | 810    | 27,872  | 24,600 | 3,272     | 1,310  | 1,360 | 82,770     | 107,370 | 110,642 |
|      | 要介護3 | 815  | 885    | 30,453  | 24,600 | 5,853     | 1,310  | 1,360 | 82,770     | 107,370 | 113,223 |
|      | 要介護4 | 886  | 956    | 32,896  | 24,600 | 8,296     | 1,310  | 1,360 | 82,770     | 107,370 | 115,666 |
|      | 要介護5 | 955  | 1,025  | 35,270  | 24,600 | 10,670    | 1,310  | 1,360 | 82,770     | 107,370 | 118,040 |
| 第4段階 | 要介護1 | 670  | 740    | 25,463  | 44,400 | 0         | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 132,444 | 132,444 |
|      | 要介護2 | 740  | 810    | 27,872  | 44,400 | 0         | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 134,853 | 134,853 |
|      | 要介護3 | 815  | 885    | 30,453  | 44,400 | 0         | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 137,434 | 137,434 |
|      | 要介護4 | 886  | 956    | 32,896  | 44,400 | 0         | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 139,877 | 139,877 |
|      | 要介護5 | 955  | 1,025  | 35,270  | 44,400 | 0         | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 142,251 | 142,251 |
| 2割負担 | 要介護1 | 670  | 1,480  | 50,927  | 44,400 | 6,527     | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 157,908 |
|      | 要介護2 | 740  | 1,620  | 55,744  | 44,400 | 11,344    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 162,725 |
|      | 要介護3 | 815  | 1,770  | 60,906  | 44,400 | 16,506    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 167,887 |
|      | 要介護4 | 886  | 1,912  | 65,792  | 44,400 | 21,392    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 172,773 |
|      | 要介護5 | 955  | 2,050  | 70,541  | 44,400 | 26,141    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 177,522 |
| 3割負担 | 要介護1 | 670  | 2,220  | 76,390  | 44,400 | 31,990    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 183,371 |
|      | 要介護2 | 740  | 2,430  | 83,616  | 44,400 | 39,216    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 190,597 |
|      | 要介護3 | 815  | 2,655  | 91,359  | 44,400 | 46,959    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 198,340 |
|      | 要介護4 | 886  | 2,868  | 98,688  | 44,400 | 54,288    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 205,669 |
|      | 要介護5 | 955  | 3,075  | 105,811 | 44,400 | 61,411    | 2,006  | 1,445 | 106,981    | 151,381 | 212,792 |

(注) 1.「介護費/1日」は介護福祉施設サービス費等の1割負担分で、以下の加算が含まれます。

(「日常生活継続支援加算」「看護体制加算Ⅰ」「看護体制加算Ⅱ」「夜勤職員配置加算」「個別機能訓練加算」)

2.「介護費/1月」は、ひと月31日で計算し、ひと月に算定した単位数の8.3%が介護職員処遇改善加算Ⅰ、

介護職員特定処遇改善加算2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%が加えられています。

※令和6年6月からは上記加算が廃止となり、介護職員等処遇改善加算(14%)として一本化されます。

3.この他に「初期加算」や「療養食加算」など一定の条件のもとで個別の加算があります。(別紙参照)

4.介護費、居住費、食費ともに、ひと月を31日で試算しています。

※令和6年8月からは基準費用額(居住費)が60円/日引き上ります。

5.介護費の負担限度額を超えた分は、高額介護サービス費として払い戻しを受けることができます。

その他介護給付サービス加算一覧(令和6年4月改訂後) ユニット型

| 加算            | 加算条件   | 介護保険給付費                                   | 1割負担額          |        |
|---------------|--|---|----------------|--------|
| ※ 日常生活継続加算Ⅱ   | 新規入所者総数のうち要介護度4と要介護5の方が70%以上の場合などであり、介護福祉士が入所者数の6人に1名以上配置している場合に算定。  | 460円                                      | 46円            |        |
| ※ 看護体制加算(Ⅰ)   | 常勤の看護師が配置されている場合に算定。   | 40円                                       | 4円             |        |
| ※ 看護体制加算(Ⅱ)   | 看護職員を人員基準より1名以上加えて配置し、24時間の連絡体制を確保している場合に加算。   | 80円                                       | 8円             |        |
| ※ 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 夜勤を行う介護職員又は看護職員が、最低基準を上回っている場合に加算(ユニット型部分)。  | 270円                                      | 27円            |        |
| ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員を配置し、計画的に機能訓練を行っている場合に加算。   | 120円                                      | 12円            |        |
| 協力医療機関連携加算    | 協力医療機関との実効性のある連携体制(往診)を確保している場合に算定。  | 1,000円                                    | 100円           |        |
| 入院・外泊時加算      | 入所者が入院及び外泊の場合、6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)を限度に所定単位数に変えて算定。  | 2,460円                                    | 246円           |        |
| 初期加算          | 入所した日から起算して30日以内の期間、又は30日を超える入院後に再び入所した場合に加算。  | 300円                                      | 30円            |        |
| 退所時等相談援助加算    | 入所者が退所にあたって、退所後の居宅を訪問したり、関係機関に必要な情報を提供して連携をはかった場合に加算。  | 退所前訪問相談援助加算                               | 4,600円         | 460円   |
|               |  | 退所後訪問相談援助加算                               | 4,600円         | 460円   |
|               |  | 退所時相談援助加算                                 | 4,000円         | 400円   |
|               |  | 退所前連携加算                                   | 5,000円         | 500円   |
|               |  | 退所時情報提供加算                                 | 2,500円         | 250円   |
| 経口移行加算        | 経管により食事を摂取する入所者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。  | 280円                                      | 28円            |        |
| 経口維持加算        | 摂食障害を有し、誤嚥のある入所者の経口維持計画を作成し、経口による食事の摂取をすすめる栄養管理を行った場合に加算。  | (Ⅰ) 月4,000円<br>(Ⅱ) 医師等が会議等に加わった場合 月1,000円 | 月400円<br>月100円 |        |
| 口腔衛生管理加算      | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に指導、介護職員からの相談など必要に応じて対応している場合に加算。   | 1月につき 900円                                | 1月につき 90円      |        |
| 療養食加算         | 管理栄養士によって管理され、医師の食事箋に基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供される場合に加算。  | 60円/1食                                    | 6円/1食          |        |
| 看取り介護加算(Ⅱ)    | 医師が終末期にあると判断した入所者について、本人・家族の同意を得ながら、医師、看護師が共同して看取りをおこなった場合。(お亡くなりになった日から)  | 31日から45日以内                                | 720円           | 72円    |
|               |  | 4日から30日以内                                 | 1,440円         | 144円   |
|               |  | 2日、3日                                     | 7,800円         | 780円   |
|               |  | 当日  | 15,800円        | 1,580円 |
| 配置医師緊急時対応加算   | 当該配置医師が診療の必要性を認め、施設に赴き診療を行った場合   | 早朝・夜間 午前6時～午前8時、午後6時～午後10時                | 6,500円         | 650円   |
|               |  | 深夜 午後10時～午前6時                             | 13,000円        | 1,300円 |
|               |  | 配置医師の勤務時間外の場合                             | 3,250円         | 325円   |
| 在宅復帰支援機能加算    | 入所者の家族と連絡調整を行い、指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報提供や調整を行った場合に加算。   | 100円                                      | 10円            |        |
| 安全対策体制加算      | 外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施している場合、入所時に1回限り加算。  | 200円                                      | 20円            |        |
| ※ 介護職員等処遇改善加算 | 介護職員の処遇改善をしている老人福祉施設について、1ヶ月間に算定する所定単位数に相当する単位数。介護職員処遇改善加算(8.3%)、介護職員特定処遇改善加算(2.7%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)<br>※令和6年6月からは上記加算が廃止となり、介護職員等処遇改善加算(14%)として一本化されます。 |   |                |        |

※印は、原則として、入所者全員に一律加算。

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③要介護認定により要介護1又は要介護2と判定された場合（下記の「特例入所」の要件に該当とする場合を除く）
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

＜特例入所の要件＞

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

### （1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者又は家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい迷惑行為（サービス従業者や他の利用者等に対する暴言・暴力行為並びにセクシャルハラスメント行為・ストーカー行為等を含む）をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者が介護老人保健施設・介護医療院に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 利用者が病院等に入院及び外泊された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設に入所中に医療機関への入院及び外泊の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

### ①検査入院等、6日間以内の短期入院等の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

### ②7日間以上3ヶ月以内の入院等の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

※7日目以降に当該居室を短期入所生活介護（ショートステイ）に活用する事に同意し、荷物等を居室からすべて整理した場合は、7日目以降の居住費を支払う必要はありません。

### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約解除となります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## (3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介及び情報提供
- 居宅介護支援事業者の紹介及び情報提供
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介及び情報提供

## 7. 施設での看取りについて

医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護職員、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行うことができます。

詳細は、17 ページの「看取りに関する指針」をご覧下さい。

## 8. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養(以下「医療的ケア」という)が必要になつても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設に入所していくだけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を当施設においては必要時に医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うこととします。

詳細は、18 ページの「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する指針」をご覧下さい。

## 9. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について

- (1) 医療情報、要介護状態等の利用者及び家族の個人情報を、サービス担当者会議及び他の施設へ入所や入院の際及び退所の際に、他の施設や居宅介護支援事業所に提供する事があります。
- (2) 利用者に関する情報を提供する場合には、予め利用者の同意を得ることとします。
- (3) 個人情報保護法に則し、個人情報の保護に係る規程を公表し、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

詳細は、19 ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針」および 20 ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的」をご覧下さい。

## 10. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 堀之内 辰也
- 苦情解決責任者（管理者） [職名] 施設長 田代 真也
- 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
- 連絡先 電話番号 (099) 267-3977 FAX (099) 267-3180

なお、本事業所には、相談苦情の窓口として「第三者委員」がおります。

- 第三者委員 田中かすみ 連絡先 099-265-3528  
加治屋忠一 連絡先 099-267-4365 (南日本薬剤センター薬局)

## （2）行政機関その他苦情受付機関

|   |   |
|---|---|
| 鹿児島市役所<br>健康福祉局すこやか長寿部<br>介護保険課給付係          | 所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1<br>電話番号 (099)216-1280 FAX (099)219-4559<br>受付時間 8:30~17:15                 |
| 鹿児島県国民健康保険団体連合会<br>(国保連)<br>介護保険課介護相談室      | 所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6<br>鴨池南国ビル 7 階<br>電話番号 (099)213-5122 FAX (099)213-0817<br>受付時間 9:00~17:00   |
| 鹿児島県社会福祉協議会事務局<br>長寿社会推進部<br>福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7<br>県社会福祉センター5 階<br>電話番号 (099)286-2200 FAX (099)257-5707<br>受付時間 9:00~16:00 |

### 1 1. 事故発生時の対応について（契約書第 24 条参照）

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、事故に際して採った措置について記録します。

### 1 2. 身体拘束適正化の対応について（契約書第 26 条参照）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、利用者家族等に説明し、同意を得た上で次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- （1）緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- （2）非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- （3）一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなつた場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 1 3. 虐待防止の対応について（契約書第 27 条参照）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （3）虐待防止のための指針の整備
- （4）虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (7) その他虐待防止のために必要な措置

#### 14. **衛生管理等の対応について（契約書第25条参照）**

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。  
食中毒及び感染症の発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催、研修を実施します。

#### 15. **業務継続計画の対応について（契約書第28条参照）**

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 16. **福祉サービス第三者評価の実施状況**

第三者評価の実施については無し。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (2) 建物の延べ床面積 4,339.5 m<sup>2</sup> (うちユニット型特別養護老人ホーム 1,371.83 m<sup>2</sup>)
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [特別養護老人ホーム] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4670101247 号 定員 50 名
- [短期入所生活介護] 平成 12 年 3 月 8 日指定 鹿児島県 4670101247 号 定員 12 名
- [通所介護] 平成 12 年 2 月 18 日指定 鹿児島県 4670101346 号 定員 40 名
- [訪問介護] 平成 12 年 3 月 30 日指定 鹿児島県 4670102054 号
- [訪問入浴介護] 平成 17 年 4 月 15 日指定 鹿児島県 4670104266 号
- [居宅介護支援事業] 平成 11 年 8 月 31 日指定 鹿児島県 4670100132 号

### (4) 施設の周辺環境

住宅地に近い田園地域に所在しており、四季の変化に富んだ環境にあります。公共の交通機関からも比較的近い距離にあり、ご面会も便利です。

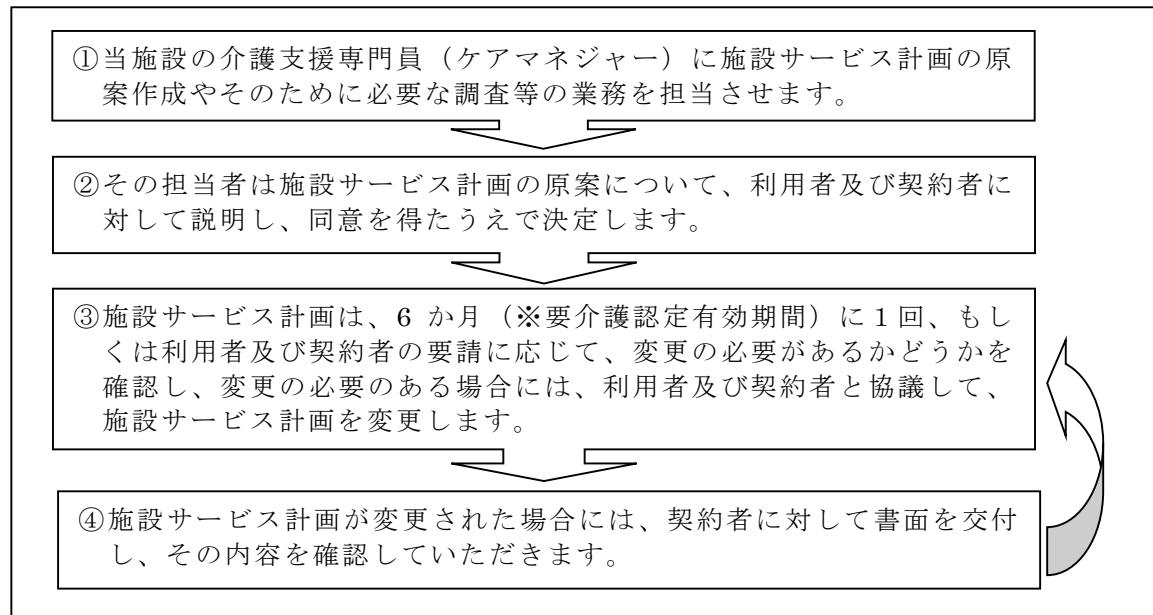
### 2. 職員の配置状況

#### ＜配置職員の職種＞

- 介護職員**………利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員**………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**………主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員**…利用者の機能訓練を担当します。
- (管理)栄養士**…利用者の心身の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 介護支援専門員**…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 医 師**………利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。  
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
(守秘義務)  
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。  
また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
衣類、化粧品、介護用品、調度品、その他日用品類等

### (2) 面会

面会時間 9:00～17:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。  
※なお、来訪される場合、なまもの類の持ち込みはご遠慮ください。  
※緊急時、やむを得ない特別な事情がある場合はこの限りではありません。

### (3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。  
但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)及び(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。  
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。  
○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。  
○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、損害賠償を当事業所の加入する損害賠償保険により行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 非常災害時の対策

### (1) 非常時の対応

「特別養護老人ホーム消防計画」「火災・風水害・地震対策マニュアル」にのっとり対応を行います。

## （2）平常時の訓練等防災設備

「特別養護老人ホーム消防計画」にのっとり、年 12 回昼間及び夜間を想定した防災教育訓練を実施しております。うち、2 回は総合訓練として利用者様にも参加して頂いて実施しております。

※施設内消火設備については以下のようになっております。

スプリンクラー 各居室及び施設内全域

自動火災報知器 各居室及び施設内全域

火災報知設備 7 箇所

誘導灯 廊下部分

非常用電源 あり

屋内消火栓 あり

屋外消火栓 あり

## 8. 「看取りに関する指針」について

### 看取りに関する指針

#### 一、 特別養護老人ホーム（以下、特養ホーム）における看取り介護実施の定義

看取り介護は、特養ホーム利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について、本人の意思ならびに家族の意向を最大限に尊重して行わなければならない。特養ホームにおいて看取り介護を希望される利用者、家族の支援を最期まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が施設及び職員にはある。また、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的な利用者や家族への支援を行わなければならない。

#### 二、 看取りの定義

治療可能な手段がない場合、あるいは利用者自身や家族が積極的な治療を望まない場合、延命治療ではなく、できるだけ痛みや苦痛を緩和しながら、残された時間を住み慣れた施設で過ごせるように援助させていただくケアである。

#### 三、 看取りの条件

①利用者及び家族（意思表示できない利用者の場合は家族）が、施設での看取りを希望され、同意されていること。

②生活の場である施設の医療体制について、納得されていること。

#### 四、 看取りの手順

①余命6ヶ月の見通しで終末期とし、医師より予後について家族（または利用者）への説明を行い、終末期をどのように迎えたいかを話し合っていただく。医療行為によって回復の見通しがある場合は入院治療を勧める。余命1ヶ月で医師により全般的な説明を行う。

②施設での看取りを希望される場合は、次のことを家族（もしくは本人）と確認し、施設での「看取りの同意書」を記入していただく。

i) 施設の医療体制の理解（医師や看護職員体制、看護処置の限界など）

ii) 病状変化に伴う緊急時の対応についての確認

iii) 看取りについての家族全員の同意

iv) 終末期の付き添いの可能性

v) 家族の連絡体制の確認（24時間、何時でも連絡可能な状態）

vi) 家族のキーパーソンの決定

③ 施設でのキーパーソンを決めておく。

④ 「看取りの介護計画」を作成し、職員のケアを統一する。

⑤ 24時間、緊急時の医師・看護師の呼び出しについて確認しておく。

⑥ 余命2週間と診断されたら、家族の付き添いをお勧めする。

⑦ 居室はステーションに近い場所へ変更させていただく場合もある。

⑧ 病状については、必要に応じて随時または週1回程度、ご家族に説明する。

以上ですが、看取りの同意については、すぐには決められなかったり、気持ちが揺れ動いたりするので、医師及び施設のケアマネージャーにより、繰り返し説明させていただきます。

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷吉伸

## 9. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて

## 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する指針

### 1. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する考え方

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という）が必要になつても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設に入所していただけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を当施設においては必要時に医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うこととします。実施にあたっては、利用者様・職員ともに安心できる体制づくりに施設全体で取り組みます。なお、施設において医療的ケアのみ推奨するわけではなく、予防的な対応や改善にも積極的に取り組みます。

### 2. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施に向けての基本方針

（1）対象となる医療的ケアの範囲：介護職員が行う医療的ケアの範囲は、以下のとおりです。

①口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）

②胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

（2）介護職員が（1）の医療的ケアを実施するにあたっては、以下の要件を満たすことを条件とします。

①医師・看護師等医療関係者による適切な医学管理を行います。

②安全性確保のための体制整備を整えます。

③医療的ケアの必要な知識・技術を習得し、医療的ケアの水準を確保します。

④利用者・家族へ施設の実施体制を説明したうえで、本人・家族の同意を得ます。

### 3. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施の体制

#### （1）医療的ケア対策推進委員会

①この委員会の責任者は、施設長とします。

②構成委員

施設長 配置医 看護職員 介護支援専門員 生活相談員 介護職員 管理栄養士  
事務

③推進委員会の開催

年に2回定期開催とし、必要時は随時開催します。

#### （2）緊急時対応の体制

緊急時の医療ニーズに応えるため、協力医療機関を定めるとともに、日常的に必要な医師や医療機関との連携体制を確保します。

（ア）当事業所においては以下の医療機関と協力医療機関の契約を結び、急性期等の対応について連携を図ります。

・鹿児島生協病院

住所：鹿児島市谷山中央5丁目20番10号（電話：267-1455）

・谷山生協クリニック歯科

住所：鹿児島市谷山中央5丁目21番22号（電話：267-6480）

（イ）当事業所では常勤の看護職員を配置し日常的な健康管理にあたります。

看護職員不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとります。

#### （3）医療的ケアを行うことができる介護職員の選任基準

施設長は国の定める一定の研修を修了した介護職員を選任します。

#### 4. 感染症の予防・まん延防止の基本的方針

医療的ケアを行うことに、感染症のリスクはさけられません。

「感染症の予防・蔓延防止に関する指針」「施設内感染緊急時マニュアル」にそって対応します。

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷吉伸

### 10. 個人情報の保護基本方針と利用目的について

#### ＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、多くの利用者、職員の個人情報を保有し、よりよい介護・福祉活動をすすめるためにその情報を活用しています。

私たちは、個人情報の保護が個人の人権を守り、意思を尊重し、権利及び利益を擁護するものであることを自覚し、以下の通り「個人情報保護基本方針」を掲げ、その社会的責任を果たします。

1. 私たちは、個人情報保護に関する法律に基づく「個人情報保護規定」を作成して、法令やガイドラインの遵守に努めるとともに具体的な運営にあたって継続的な改善を図ります。
2. 私たちは、事業を運営するうえで最低限必要な範囲で、適正かつ公正な手段によって個人情報を収集・取得します。また、利用目的をあらかじめ明示し本人の同意を得たうえで個人情報を利用・保持します。
3. 私たちは、利用者と職員の個人データを正確かつ最新の内容にすることに努め、その漏えいや滅失、き損を防止する等の安全で正確な管理に努めます。
4. 私たちは、個人情報の処理委託にあたっては、個人情報が漏えいや滅失、き損しないよう契約を結ぶとともに、利用者の介護をよりよいものにするために個人情報を第三者に提供することが求められる場合なども、その必要性を慎重に吟味して個人情報を保護するよう努めます。
5. 私たちは、利用者及び職員の個人データの開示を本人より求められた場合には遅滞なく開示するとともに、訂正、追加、削除を求められた場合には、「個人情報保護規定」に基づいて対応します。
6. 私たちは、個人情報を適正に取り扱うために責任者を定め、職員教育を行うとともに、苦情相談窓口を設けるなど個人情報を保護する体制を設けます。

2019年6月18日

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷 吉伸

#### ＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護基本方針に基づいて、個人情報の利用目的を以下の通り特定します。

**【介護サービス利用者に介護を提供するにあたって必要な利用目的】**

1、虹の福祉会での利用目的

- ①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護サービスの向上

2、他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
  - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・他の医療機関等への紹介及び他の医療機関からの照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち次のもの
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

**【上記以外の利用目的】**

1、虹の福祉会での利用目的

- ①虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・虹の福祉会において行われる症例研究
  - ・虹の福祉会等において行われるボランティア、学生等の実習への協力

2、他の事業者等への情報提供に係わる利用目的

- ①虹の福祉会の管理業務のうち次のもの
  - ・外部監査機関への情報提供

2019年6月18日社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 理事長 水谷 吉伸

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、利用者及び契約者に対して、契約書及び本書

面に基づいて重要事項を説明し、重要事項説明書を交付しました。

年 月 日 \_\_\_\_\_  
(事業者) 住 所 鹿児島市中山町 5028 番地 80  
名 称 特別養護老人ホームにじの郷たにやま  
説明者職名 \_\_\_\_\_  
説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に当り、私及び契約者は契約書および本書面により、事業者から重要事項についての交付と説明を受けて同意し、本重要事項説明書を受領しました。

私及び家族代表者は、「看取り指針」について説明を受け、その主旨に同意しました。なお、具体的な看取り介護を希望する際は、別途、説明を受けて決定します。

私及び家族代表者は、看護職員と介護職員が連携して実施する「医療的ケアに関する指針」の説明を受け、実施に対して同意しました。

私及び家族代表者は事業者から情報提供についての説明を受け、第三者に提供することに同意しました。

年 月 日 \_\_\_\_\_  
(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(契約者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(続柄) \_\_\_\_\_  
(家族代表) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(続柄) \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。